

## <特別加入の加入時健康診断対象業務>

特定の業務（粉じん作業を行う業務、振動工具使用の業務、鉛業務、有機溶剤業務）にそれぞれ定められた期間を超えて従事したことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

その対象業務が列挙されている法条文及び政省令等について整理しましたので、委託事業主等から特別加入を希望する旨の申し出があった際の判断資料としてご活用ください。

### 1. 粉じん作業を行う業務（従事期間：3年）

じん肺法第2条第1項第3号（じん肺法施行規則第2条）の粉じん作業

- 一 土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
  - イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業
  - ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
- 一の二 ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
- 二 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。）。
- 三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
  - イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
  - ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業
  - ハ 設備による注水をしながらふるい分ける場所における作業
- 三の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- 四 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽けん引する機関車を運転する作業を除く。
- 五 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における

作業（次号に掲げる作業を除く。）

五の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業

五の三 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業

六 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第十三号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業

ロ 設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業

七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。

八 鉱物等、炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。）又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業

ロ 設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分ける場所における作業

ハ 屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破碎し、又は粉碎する場所における作業

九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第三号、第三号の二、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。

十 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業

十一 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業（次号から第十四号までに掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。

十二 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

十三 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半

製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業

ロ 水の中で原料を混合する場所における作業

十四 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

十五 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（第七号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。

十六 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）

十七 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。

十八 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業

十九 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業

二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業

二十の二 金属をアーク溶接する作業

二十一 金属を溶射する場所における作業

二十二 染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業

二十三 長大ずい道（著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業

## 粉じん作業を行う業務の例

<建設業の一人親方の場合>

- ① 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げる場所における作業
- ② 研磨剤の吹き付けにより研磨し、又は研磨剤を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業  
(石工、はつり工など)

## 2. 身体に振動を与える業務（従事期間：1年）

労働基準法施行規則別表第1の2第3号3の身体の振動を与える業務

(さく岩機、鋳打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務)

「振動業務」とは、主に次に掲げる振動工具を取り扱う業務をいいます。

- ① さく岩機
- ② チッピングハンマー
- ③ 鋳打ち機
- ④ コーキングハンマー
- ⑤ ハンドハンマー
- ⑥ ベビーハンマー
- ⑦ コンクリートブレーカー
- ⑧ スケーリングハンマー
- ⑨ サンドランマー
- ⑩ チェーンソー
- ⑪ ブッシュクリーナー
- ⑫ エンジンカッター
- ⑬ 携帯用木材皮はぎ機
- ⑭ 携帯用タイタンバー
- ⑮ 携帯用研削盤
- ⑯ スイング研削盤
- ⑰ 卓上用研削盤
- ⑱ 床上用研削盤
- ⑲ ①から⑱までに掲げる振動工具との類似の振動を身体局所を与えると思われる工具

## 振動工具を用いて行う業務の例

- ① 林業の一人親方（木材の伐採の作業に従事する者）
- ② 建設業の一人親方（掘削工、はつり工等常時振動工具を用いて業務を行う者）

### 3. 有機溶剤業務（従事期間：6か月）

#### 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号の有機溶剤業務

有機溶剤業務 次の各号に掲げる業務をいう。

- イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌かくはん、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
- ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
- ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
- チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払拭の業務
- リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）
- ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
- ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

有機溶剤（労働安全衛生法施行令別表第6の2）

- 一 アセトン
- 二 イソブチルアルコール
- 三 イソプロピルアルコール

- 四 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)
- 五 エチルエーテル
- 六 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)
- 七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)
- 八 エチレングリコールモノノルマルーブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)
- 九 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)
- 十 オルトージクロルベンゼン
- 十一 キシレン
- 十二 クレゾール
- 十三 クロルベンゼン
- 十四 削除
- 十五 酢酸イソブチル
- 十六 酢酸イソプロピル
- 十七 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)
- 十八 酢酸エチル
- 十九 酢酸ノルマルーブチル
- 二十 酢酸ノルマルーブプロピル
- 二十一 酢酸ノルマルーブペンチル (別名酢酸ノルマルーブアミル)
- 二十二 酢酸メチル
- 二十三 削除
- 二十四 シクロヘキサノール
- 二十五 シクロヘキサノン
- 二十六及び二十七 削除
- 二十八 一・二ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)
- 二十九 削除
- 三十 N・N—ジメチルホルムアミド
- 三十一から三十三まで 削除
- 三十四 テトラヒドロフラン
- 三十五 一・一・一—トリクロルエタン
- 三十六 削除
- 三十七 トルエン
- 三十八 二硫化炭素
- 三十九 ノルマルヘキサン
- 四十 一—ブタノール
- 四十一 二—ブタノール
- 四十二 メタノール

- 四十三 削除
- 四十四 メチルエチルケトン
- 四十五 メチルシクロヘキサノール
- 四十六 メチルシクロヘキサノン
- 四十七 メチルノルマルブチルケトン
- 四十八 ガソリン
- 四十九 コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
- 五十 石油エーテル
- 五十一 石油ナフサ
- 五十二 石油ベンジン
- 五十三 テレピン油
- 五十四 ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
- 五十五 前各号に掲げる物のみから成る混合物

#### 有機溶剤等（労働安全衛生法施行令第1条第2号）

有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものをいう。）をいう。

#### 有機溶剤又は有機溶剤混合物を用いて行う業務の例

- ① 建設業の一人親方又は中小事業主（主として屋内において有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務：塗装工）

### 4. 鉛業務（従事期間：6か月）

#### 労働安全衛生法施行令別表第4の鉛業務

- 一 鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙焼、焼結、溶鋳又は鉛等若しくは焼結鋳等の取扱いの業務（鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が五〇リットルをこえない作業場における四五〇度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。次号から第七号まで、第十二号及び第十六号において同じ。）
- 二 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鋳（鉛を三パーセント以上含有す

る原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。)の取扱いの業務

三 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

四 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥はく鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務

五 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務

六 鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪かく拌、ふるい分け、煨か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

七 鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)

八 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳打ち(加熱して行なう鋳打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務

九 鉛装置の内部における業務

十 鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務(前号に掲げる業務を除く。)

十一 転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務

十二 ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥はく鉛の業務

十三 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務(臨時に行なう業務を除く。次号から第十六号までにおいて同じ。)

十四 鉛化合物を含有する釉薬を用いて行なう施釉又は当該施釉を行なった物の焼成の業務

十五 鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なった物の焼成の業務(筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。)

十六 溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務

十七 動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務

十八 前各号に掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務(第九号に掲げる業務を

除く。)

備考

- 一 「鉛等」とは、鉛、鉛合金及び鉛化合物並びにこれらと他の物との混合物（焼結鉍、煙灰、電解スライム及び鉍さいを除く。）をいう。
- 二 「焼結鉍等」とは、鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずる焼結鉍、煙灰、電解スライム及び鉍さい並びに銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずる煙灰及び電解スライムをいう。
- 三 「鉛合金」とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の一〇パーセント以上含有するものをいう。
- 四 「含鉛塗料」とは、鉛化合物を含有する塗料をいう。
- 五 「鉛装置」とは、粉状の鉛等又は焼結鉍等が内部に付着し、又はたい積している炉、煙道、粉碎機、乾燥器、除じん装置その他の装置をいう。